よくある照会への基本的な考え方
（業務効率化・職場環境改善支援事業）

【事故繰越について】

〇「世界的な半導体不足」といった総論では事故繰越事由には当たらないものの、メーカーの「火災」等、個別具体的な事例を踏まえて事故繰越の可否を判断することとします。

（参考）

〇本事業は令和７年度補正予算事業を繰り越して令和８年度に実施しているもの。

〇また、事業目的はＩＣＴ機器等を導入して業務効率化・職場環境改善に取り組む病院を支援するものであって、ＩＣＴ機器等の導入を前提としていることから、当該設備の納品は令和８年度中に行われることが前提となっている。

〇現状、内示先の病院のうち、一部から「世界的に半導体不足の状況にあり、令和８年度内にサーバーが納品できない。」「令和９年度に納品がまたがることは許容できるか。」旨の照会がなされている。

〇仮に令和９年度に納品がまたがる場合は根拠となる予算を「事故繰越」する必要があるが、一般的に事故繰越の要因になり得るものとして、「異常気象等」「工事現場等の障害」「住民・地権者等関係者との調整等」「請負業者の倒産等」「他事業・他機関等との関係」「資材の入手難」があり、このうち「資材の入手難」については、「製品メーカーの火災」「〇〇による影響に伴う海外工場の稼働停止」「下請業者のグループ統合に伴う社内運用変更」といった事象を個別具体的に判断※することとされている。

※「繰越ガイドブック」では「『資材の入手難』における事故繰越しの要件（避け難い事故）の審査に当たっては、納入遅延等の本質的な要因となった事象（工場の火災による稼働停止など）を踏まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事象が納入遅延通知書等に明示されていない場合は『事故事由欄に記載すること。』」

【補助対象設備の一部が納品できない場合】

〇令和８年度内に設備の一部が納品できないことにより、

・採択の根拠となった「業務効率化計画」で実施することとしていた「年度別の効率化目標（定量）」が最大３年の計画期間を経ても全く達成できないことが確実な場合は全額返還（交付決定取消）もあり得ますが、

・「業務効率化計画」の「年度別の効率化目標（定量）」の一部又は全部の達成が見込まれる場合は当該設備に係る経費を除いて補助対象とすること

が考えられます。

【メーカー、品番等の変更について】

○　本事業は単なる設備補助ではなく、ＩＣＴ機器等の導入に必要な経費を支援し、交付申請時に策定した「業務効率化計画」に沿って業務効率化に取り組み、設定した目標（業務効率化の定量的な目標値）の達成に努める必要があります。

＜実施要綱の抜粋＞

本事業は、ＩＣＴ機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関に対して必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的

（中略）

② 補助金の返還について

ア　本事業により補助を受けた対象医療機関は計画に沿って業務効率化に取り組み、設定した目標の達成に努める必要があるため、（３）②のとおり厚生労働大臣の評価を受けなければならない。その上で、当該評価において、成果が認められなかった場合には補助金の返還を求める場合がある。ただし、災害の発生等、やむを得ないと認められる場合はその限りではない。

イ　申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は補助金の全部の返還を求める。

○　今回の補助で導入するＩＣＴ機器等は全て「業務効率化計画」の達成に必要な範囲で購入するものであり、必ずしも、一般的な設備整備補助のような個々の設備の基準額と１対１の関係になっておりません。

○　そのため、病院が作成した「業務効率化計画」に対して交付決定した都道府県としても、「業務効率化計画」で導入することとしている設備について、当該設備の本来の機能が変わらない範囲であれば、当初の「業務効率化計画」で予定していたメーカー、品番等について変更があっても差し支えないものと考えています。

【数量の変更について】

○　事業を実施する中で、入札等により

①　当初の見込みよりも補助対象経費が減額となり、生じた残額を導入予定のＩＣＴ機器等の更なる購入費に充てることを検討する病院や、

②　当初の見込みよりもＩＣＴ機器等の導入量が少なくなってしまう病院

が生じることも考えられます。

（①について）

○　本事業が単なる設備補助ではなく、ＩＣＴ機器等の導入に必要な経費を支援し、交付申請時に策定した「業務効率化計画」に沿って業務効率化に取り組み、設定した目標（業務効率化の定量的な目標値）の達成に努めるものであることに留意した上で、都道府県の交付要綱において事業の内容の変更について取扱（※）を定めている場合は、充てようとしている金額やＩＣＴ機器等の数量の多寡も踏まえ、「軽微な変更」とするかご検討いただきつつ、そのような場合に当てはまらない場合は事業内容の変更の承認を受けていただく等の対応をご検討ください。

（②について）

○　「業務効率化計画」で設定した目標（業務効率化の定量的な目標値）が達成できる見込みであれば、都道府県の交付要綱において事業の内容の変更について取扱（※）を定めている場合は「軽微な変更」と整理することは可能と考えますが、目標の達成が困難な場合は事業内容の変更の承認を受けていただく等の対応をご検討ください。

（※）国交付要綱の抜粋

５（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

【内示額について】

○　本事業では９月２日以降、採択病院をお知らせしたところですが、事業に必要な予算額については、「「令和８年度（令和７年度からの繰越分）医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」の実施に関する今後の対応について」（令和８年４月 16 日付事務連絡）において各都道府県へ連絡したところです。

○　その後の精査等を踏まえて若干の変更を行っており、別途、変更後の金額はお知らせいたしますが、本事業の予算額そのものは本年４月 16 日に内示済み、という整理を行いました。

○　採択病院は「業務効率化計画」に導入予定の機器等の名称や金額を記載していますが、本年６月から７月にかけて作成したため導入予定の機器等の金額は概算で記載している場合もあり、都道府県への交付申請時にこうした金額が増減している場合も考えられます。

○　この場合であっても、各都道府県の配分額の総額の範囲内であれば、病院から都道府県への交付申請時に正確な金額を申請させ、交付決定することは可能と考えます。